

開発行為における事前指導事項について

構造について

- ・幅員 4.5m、5.0m の場合は 40—I 型にすること。
- ・幅員 6.0m の場合は 40—II 型にすること。
- ・雨水集水桝について 20m 以下の間隔で設置し、 $\phi 450$ の 300 のグレーチング蓋（ノンスリップ仕様）を使用すること。
- ・L 型側溝について車乗入れ部は 250E、一般部は 250B を使用すること。
- ・車が乗り入れる位置に水路がある場合、水路構造を車の乗り入れに耐えられるものにすること。

道路予定地について

- ・コンクリート舗装とすること。
- ・車が侵入しないよう車止めを設置すること。
- ・道路予定地から民地に雨水が流れないようにすること。

道路排水について

- ・当該開発区域内において処理できるように整備すること。
- ・横断勾配 1.5%、縦断勾配 0.5% 以上とすること。

境界について

- ・既存境界確定図は cm 単位まで合わせて復元すること。
- ・境界石は市が指定する仕様のもので開発事業者で調達すること。
- ・市とのすべての境界に市石を設置すること。
- ・既存の民石等がある場合、市石に入れ替えること。
- ・境界石と L 型側溝の間に段差ができないように埋設すること。

その他

- ・開発区域内に赤道や水路がある場合、事業計画を事前に道路課と必ず協議すること。
- ・赤道や水路を新設道路内に付け替えることはできない。
- ・道路後退により周辺道路より道幅が広がった場合、視線誘導標を設置すること。
- ・通り抜けができない場合、看板を設置すること。
- ・府中市が定めた設置基準に該当する場合、管理番号シールを貼った道路反射鏡を設置すること。
- ・新設道路が 30m 以上あり新築住宅が 6 棟以上ある場合、30m 毎に防犯灯を設置すること。
- ・新所有者へ帰属道路等に段差解消ブロック等を置かないように必ず指導すること。
- ・歩道がある道路に新設道路が接続する場合、切下げ延長は新設道路と合わせること。
- ・歩道に面する敷地に連続して建築する場合、隣接する敷地の駐車場が連続しないようにすること。
- ・道路が同一平面で交差又は接続する場合は、隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とすること（道路構造令より）

【問合せ先】

都市整備部道路課

構造、道路予定地、道路排水については整備係：042-335-4348

境界については道路財産係：042-335-4794

その他については維持管理係：042-335-4536